

各教科等及びその授業時数

入学年度	令和２年度～令和４年度			
類 型	重複学級（知的障害・肢体不自由）			普通学級 （知的障害）
	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
学 年 各教科等	１～３年			
日常生活の指導	３１５	２８０	２４５	２４５
生活単元学習	１４０	１４０	１４０	７０
作 業 学 習		７０	１７５	１７５
国 語	＃＊	＊	７０＊	１０５＊
社 会	＃＊	＊	＊	＊
数 学	＃＊	＊	７０＊	１０５＊
理 科	＃＊	＊	＊	＊
音 楽	３５＊	３５＊	３５＊	３５＊
美 術	＃＊	３５＊	３５＊	３５＊
保 健 体 育	＃＊	７０＊	１０５＊	１０５＊
職 業・家 庭	＃＊	＊	＊	＊
自 立 活 動	４９０	３１５	７０＊	３５＊
総合的な学習の時間	＃	３５	３５	７０
小 計	９８０	９８０	９８０	９８０
特別の教科道徳	＃＊	＊	＊	＊
学 級 活 動	３５	３５	３５	３５
合 計	１０１５	１０１５	１０１５	１０１５
備 考	２人	０人	１４人	１０人
	・ １単位時間は、５０分とする。 ・ 重複学級は、知的障害または知的障害と肢体不自由を併せ有する生徒を対象としている。Ⅰ類型は、自立活動を主とした教育課程である。Ⅱ類型は、Ⅰ類型に教科別で美術、保健体育、また作業学習を取り入れた教育課程である。Ⅲ類型は、さらに国語及び数学を取り入れた教育課程である。 ・ Ⅰ類型は、社会科及び理科を小学部の生活科に替え、国語、数学、音楽、保健体育、美術の目標及び内容を小学部の国語、算数、音楽、図画工作、体育に替えて指導する。 ・ 普通学級は、知的障害の生徒を対象としている。教科別の学習のほか、Ⅲ類型の教育課程より国語及び数学の時間を多く取り入れた教育課程である。 ・ Ⅱを付した各教科等の一部又は全部及び道徳科の一部を自立活動に替えて指導する。 ・ ＊を付した各教科等の一部又は全部及び道徳科の一部を合わせ、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習を指導する。 ・ 産業現場等における実習は、Ⅳ類型において作業学習として実施し１２単位時間を設定する。 ・ 給食指導は、Ⅰ類型は日常生活の指導（３５単位時間）、自立活動（７０単位時間）として指導する。Ⅱ類型は日常生活の指導（１０５単位時間）、Ⅲ、Ⅳ類型は日常生活の指導（７０単位時間）、保健体育（３５単位時間）として取り扱う。 ・ 上記のほかに、生徒会活動を年間３５単位時間実施する。 ・ 外国語活動は設けない。			

訪問学級

入学年度	令和２年度～令和４年度
学 年 教科等	１～３年
日常生活の指導	１７
生活単元学習	
作業学習	
国語	＃＊
社会	＃＊
数学	＃＊
理科	＃＊
音楽	＃＊
美術	＃＊
保健体育	＃＊
職業・家庭	＃＊
自立活動	１８５
総合的な学習の時間	＃
小 計	２０２
特別の教科 道徳	＃＊
学級活動	８
合 計	２１０
備 考	０人
	・ ＃を付した各教科等の一部又は全部及び道徳科の一部を自立活動に替えて指導する。 ・ ＊を付した各教科等の全部を合わせて、「日常生活の指導」で指導する。 ・ １単位時間は５０分、週３回、１回２単位時間とする。